

# 幼児教育・保育の無償化の制度概要

施設・利用 区分番号	施設・利用区分	認定区分	対象年齢及び内容	
			3～5歳児	0～2歳児
1	保育所・認定こども園（2・3号認定）	教育・保育給付認定 （2・3号認定）	無償化	市民税非課税世帯に限り無償化
2	地域型保育事業	教育・保育給付認定 （2・3号認定）		市民税非課税世帯に限り無償化
3	幼稚園（子ども・子育て支援新制度に移行済） 認定こども園（1号認定）	教育・保育給付認定 （1号認定）	無償化（満3歳児を含む）	
	幼稚園（子ども・子育て支援新制度に移行していない）	施設等利用給付認定 （1号認定）	月額25,700円まで無償化（満3歳児を含む）	
	幼稚園の預かり保育事業 <sup>(※)</sup> 認定こども園の一時預かり事業（1号認定対象） <sup>(※)</sup>	施設等利用給付認定 （2・3号認定）	3～5歳児 月額11,300円まで無償化  満3歳児 <u>市民税非課税世帯に限り</u> 月額16,300円まで無償化	
4	認可外保育施設 <sup>(※)</sup> 一時預かり事業（非在園児対象） <sup>(※)</sup> ファミリー・サポート・センター <sup>(※)</sup> 病児保育事業 <sup>(※)</sup>	施設等利用給付認定 （2・3号認定）	月額37,000円まで無償化	市民税非課税世帯に限り 月額42,000円まで無償化
5	障害児通園施設		無償化	市民税非課税世帯に限り 無償化済

※保育所・認定こども園・地域型保育事業の利用者（教育・保育給付2・3号認定）以外で、保育が必要な理由に該当するものとして認定（施設等利用給付2・3号認定）を受けた利用者のみ無償化の対象となります。

注意：原則として、複数の施設・利用区分番号の施設・事業の無償化給付を受けることはできません。また、同一施設・利用区分番号内で複数事業を利用した場合でも上限額は変わりません。  
例外として、障害児通園施設については他の施設・利用区分と併用可能です。また、幼稚園・認定こども園（1号認定）の利用者が保育の必要性があると認定を受けて幼稚園の預かり保育事業・認定こども園の一時預かり事業（1号認定対象）を利用する場合で、当該預かり保育事業・一時預かり保育事業（1号認定対象）の事業形態が以下のいずれかの要件に該当する場合は、預かり保育事業・一時預かり事業（1号認定対象）の支給上限額（3～5歳児は月額11,300円、満3歳児は月額16,300円）から両事業に係る無償化の給付額を差し引いた残りの額を上限として、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。

- 要件①：通常の教育期間（夏休み等の長期休業期間以外）における平日の開所時間（教育時間＋預かり保育時間・一時預かり事業（1号認定対象）時間）が8時間未満である
- 要件②：預かり保育実施日を含む年間の開所日数が200日未満である